－今号の目次－

* 「こども関連業務従事者の性犯罪歴等確認の仕組みに関する有識者会議」報告書が公表される 1

-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

* + **「こども関連業務従事者の性犯罪歴等確認の仕組みに関する有識者会議」報告書が公表される）**

令和5年9月12日、「こども関連業務従事者の性犯罪歴等確認の仕組みに関する有識者会議」報告書が公表されました。

「こども関連業務従事者の性犯罪歴等確認の仕組みに関する有識者会議」は、教育・保育施設等やこどもが活動する場等において働く際に性犯罪歴等についての証明を求める仕組み（日本版DBS）の導入に向けて設置されたもので、報告書の概要は下記になります。

今後、この報告書を踏まえつつ、こども家庭庁において、制度設計に関する検討が行われ、法整備等の所要の措置が取られます。

こども関連業務従事者の性犯罪歴等確認のための制度設計にあたっての**基本的な視点**

|  |
| --- |
| 【仕組みの必要性】* そもそも、こどもに対する教育、保育等を提供する事業者は、その事業においてこどもの安全を確保する責務を負っている

→教育、保育等が提供される場において、教育、保育等を提供する業務に従事する者によるこどもに対する性犯罪・性暴力を防止することも、その責務となる→そのため、このような業務に従事する者が性犯罪歴を有するか否かを確認することもその重要な手立てであり、性犯罪歴等を有する者に関する情報を保有する国が、それを提供できるようにする仕組みを設けることが必要である |
| 【仕組みを構築に設けるに当たり留意すべき観点】　　①　職業選択の自由、営業の自由との関係* こどもに関連する業務に従事する者が性犯罪歴を有するか否かを確認する仕組みを設け、その結果に基づき当該業務に従事することを禁止すると、対象となる性犯罪歴を有する者が当該業務に従事することを法的に又は事実上制限することとなり得る

→そのため、このような仕組みの対象範囲を無限定に広げることは許されず、その必要性や合理性が認められる場合に限定することが求められる　　➁　プライバシーとの関係* この仕組みは、対象者が性犯罪歴を有するか否かを本人以外の者に知らせることとなり得るものであり、特に前科等は高度のプライバシーに係る情報である

→この仕組みによって性犯罪歴等を知り得る事業者の範囲は、提供を受ける性犯罪歴等の情報を安全かつ適切に管理することができる者であるべき |

こども関連業務従事者の性犯罪歴等確認のための制度設計にあたっての**個別論点の検討結果**

（太字・下線は全保協事務局、加筆）

|  |
| --- |
| 【児童福祉施設等の設置運営者の責務】* 児童福祉施設等の設置者等に対して、全ての設置者等がそれらの場の**こどもの安全を確保する責務を負うことを法律上明示**した上で、**具体的な義務として、採るべき安全確保のための措置についても法律上規定**するのが相当である
* それとともに、このような責務をよりよく果たすために業務に従事させる者の**性犯罪歴を確認する義務を規定する**こととすべきである
 |
| 【対象事業者の範囲】* こどもの安全確保のための**責務等を法律によって直接に義務付ける事業者として**、例えば、学校、**認定こども園や保育所**、児童養護施設、障害児入所施設等の児童福祉施設を設置する者、又は家庭的保育事業等を行う者といったものが考えられる
 |
| 【対象業務の範囲】* 対象業務として、例えば、児童の保育・養護等に関する業務を行う者が考えられる
* 対象にする者の範囲は、対象業務に従事させようとする者のうち、必ずしも雇用関係にある者に限らず、例えば、派遣労働者や業務委託関係にある者であっても対象に含むこととすべきである
 |
| 【性犯罪歴確認結果の活用方法】* 性犯罪歴を有することが明らかとなった者について、
* その採否の決定
* 対象業務に従事させるかどうかの判断
* こどもに関わらない業務への配置転換　等

**こどもの安全を確保するための参考情報として活用**事業者が**適切な措置を講じてその旨を報告する**ことが適当ではないか* 性犯罪歴確認の実効性を担保するという観点から、
* 確認義務に違反した事業者に対する何らかのペナルティを科す
* 性犯罪歴の確認を行ったことについて定期的な報告を義務付ける
* 性犯罪歴の確認の結果に基づき、適切にこどもの安全を確保するための措置を講じているかどうかについて行政が報告を求めたり検査を行うことができる

**確認義務等を着実に実行させることとすべき** |
| 【確認の対象とする性犯罪歴等の範囲】　　（１）　前科* 性犯罪**前科**を対象とすべき

→この仕組みが対象とする性犯罪歴等は、厳格な手続に基づき、その正確性が担保されている**裁判所による事実認定を経た前科を対象とすべき*** 性犯罪前科の被害者年齢を限定しない
* 対象とする性犯罪前科の期間

→こどもの安全を確保するための必要性と合理性が認められる年数を検討し、対象とする性犯罪前科の期間に一定の上限を設ける必要がある→一方、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律に基づく特定免許状失効者等に関するデータベースにおいては、運用上、当面少なくとも40年間のデータを記録することとされており、これとの関係をどう考えるかという点に留意すべき* 条例違反

→性犯罪の中には、各自治体が制定する条例に定められている罪があるが、これらも前科である以上対象に含めることが望ましいものの、都道府県ごとに制定されるものであり罪となる行為態様や構成要件にばらつきがあることから、制度の対象とすることには技術的課題があり、更なる検討を要する→条例違反として規定されている主な罰則のうち、盗撮については、先の通常国会において「性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律」が成立したため、同法に規定する罰則を本件確認の仕組みの対象とすることが可能である　　（２）　不起訴処分（起訴猶予）ついて* この仕組みが事実上の就業制限という大きな不利益を対象者にもたらすことからすれば、そのような不利益をもたらす根拠とする性加害行為の有無については、正確な事実認定を経たものによって確認すべきである
* 検察官による不起訴処分は、公平な裁判所の事実認定を経ていないことから、**不起訴処分を対象に含めることには慎重であるべき**

　　（３）　行政処分等* **行政上の懲戒処分や民間企業の解雇処分等**を対象にすべきという意見もあったが、これらはその主体によって処分の基準や考え方等が異なるため、**その検討・構築には更なる時間を要する**
 |
| 【具体的な仕組み】　　（１）　確認を申請する者* こどもの安全を確保する責務を負う事業者がその責務をよりよく果たすためのものと位置付けるという観点から、確認の申請を行う者は、確認結果を把握する必要がある**対象事業者に限る**べき

→ただし、本人を全く関与させないこととすると、例えば、対象業務以外の業務に従事させている者の性犯罪歴を本人に無断で確認することができることとなってしまうおそれがあるため、**対象事業者の申請には本人の同意を得ることを条件とするなど、本人が手続に関与する仕組みを設けるべき**　　（２）　確認の結果について回答を受ける者* こどもの安全を確保するという責務を果たすべき対象事業者は、そのためにその情報を知る必要があることから、対象事業者に結果を回答する必要がある

→性犯罪歴が高度のプライバシーに係る情報であることからすれば、特に、対象となる性犯罪歴を有する旨の回答については、**確認の対象となる本人に何らかの方法で通知するなどし、誤りがある場合にはこれを訂正する機会を与えた上で、確認結果を知る必要がある事業者に回答を交付することとするのが合理的**である　　（３）　回答内容* 提供する情報の内容は、こどもの安全を確保する責務を果たすために必要かつ合理的なものであるべきである

　　（４）　適正な情報管理の確保* 対象事業者が高度のプライバシー情報である前科に関する情報に接することがあり得ることとなるため、**当該情報の安全管理のために必要かつ適切な管理体制や管理方法等について規律を設ける**べき
* 具体的な取扱いについてガイドラインを設けるなどして、これを事業者に周知することが適当
* **前科に関する情報が漏えいすることがないよう、漏えいを禁止する規定や漏えいした場合の罰則規定を設ける**べき
 |

こども関連業務従事者の性犯罪歴等確認のための制度設計にあたっての**併せて行うべき取組**

|  |
| --- |
| * この仕組みの対象は飽くまで一定の性犯罪歴を有する者に限られることから、何ら性犯罪歴を有しない者がいわゆる初犯に及ぶことを防止し、こどもの安全の確保をより確実なものとするためには、そのための他の措置についても併せて取り組む必要がある
 |

今後、この報告書を踏まえつつ、こども家庭庁において、制度設計に関する検討が行われ、法整備等の所要の措置が取られます。

報告書の詳細は下記ホームページをご参照ください。

■こども家庭庁ホームページ > 会議等 > こども関連業務従事者の性犯罪歴等確認の仕組みに関する有識者会議

https://www.cfa.go.jp/councils/kodomokanren-jujisha/

なお、この間の経緯等については、下記のとおりです。

* 令和３年　「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」附帯決議

教育職員等以外の職種についても、児童生徒等に性的な被害を与えた者に係る照会制度が必要であるとされ、その検討に当たっては、イギリスで採用されているDBS制度も参考にして、児童生徒等と日常的に接する職種や役割に就く場合には、採用等をする者が、公的機関に照会することにより、性犯罪の前科等がないことの証明を求める仕組みの検討を行うこととされる。

* 令和３年１２月　「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」

教育・保育施設等やこどもが活動する場（放課後児童クラブ、学習塾、スポーツクラブ、部活動など）等において働く際に、性犯罪歴等についての証明を求める仕組み、いわゆる日本版DBSの導入に向けた検討を進めるとされる。

* 令和４年　「改正児童福祉法」

保育士について、欠格事由の期間が伸長されたほか、児童生徒性暴力等を行ったことにより登録を取り消された者の再登録やデータベースの整備等について、教育職員等についてと同様の規律が設けられる。

【参議院厚生労働委員会の附帯決議】いわゆる日本版DBS制度の導入に向けた検討を加速することとされる。

* 令和5年6月　「こども関連業務従事者の性犯罪歴等確認の仕組みに関する有識者会議」において議論が開始（計5回の会議を開催）
* 令和5年9月　「こども関連業務従事者の性犯罪歴等確認の仕組みに関する有識者会議」報告書公表